

グリーン調達ガイドライン

KCiP-00 付属

第 A 版

制定日：2020年1月30日

改訂日：

株式会社 カナン製作所

Kanan

Kanan Seisakusho Co., Ltd

グリーン調達の方

1. 目的

グリーン調達の推進により、環境負荷の少ない製品の購入・製造・引き渡しを行う事で、お客様へ環境に配慮した製品をお届けし循環型社会による地球環境の保全に寄与することを目的とします。

2. グリーン調達とは

大気汚染防止、廃棄物削減や生物多様性の保全など、地球環境保全に寄与する活動を推進されている仕入先皆さまから、環境負荷の少ない原材料・部品・製品・副資材等を優先的に調達する事です。

3. 適用範囲

(1) 調達品

当社が取り扱う全ての調達品を対象とします。

* 材料・部品・加工委託品(加工品・表面処理品)・工具・油脂類・梱包資材など

(2) 上記(1)項で定める調達品を納入頂く仕入先様事業活動全般

4. 仕入れ先様への調達基準

当社、以下(1)項から(4)項の依頼事項ならびに環境保全に取り組んでいるお取引様からの購入を優先します。

5. 仕入れ先様への調達基準

(1) 環境保全システムの構築

事業活動において発生する環境負荷を低減する為の環境保全システムの構築をお願いします。

(2) 製品含有化学物質管理システム構築

調達品に含有される環境影響化学物質を管理、削減する為の仕組みの構築をお願いします。

(3) 調達品および梱包資材に対する規制遵守

調達品及び梱包資材に対し7項で定める含有禁止物質の規制の順守をお願いします。

環境負荷の少ない原材料・部品・製品・梱包資材・副資材等購入をお願いします。

- ・ 使用禁止物質へ対応・・・使用中止、代替品使用
- ・ 使用制限物質へ対応・・・含有量削減活動
- ・ 使用管理物質へ対応・・・適正な管理実施

(4) 製造工程に対する規制遵守 製造工程に対する規制

製造工程において7項で定める使用禁止物質を使用しないよう管理をお願いします。又、やむを得ず使用する場合混入の無いよう管理をお願いします。

6. 調査依頼に対するご対応

調達品(原材料・部品・製品など)・梱包資材に含有する化学物質調査、
工程で使用している化学物質調査、および、環境保全システム、製品
含有化学物質管理システムなど取り組みに対する調査に対してご回答を
お願いします。

(1) 調査内容と提出方法

	要求資料	提出方法
環境保全活動	環境管理体制/管理状況の確認調査 EACH規制定めるVHC 使用状況調査 当社、顧客の要請した調査	調査票、聞き取り 当社、顧客要求の 形式等
調達品の 管理対象化学物質	調査回答ファイル(JAMP-AIS/chemSHERPA) 不使用証明書 SDS (MSDS) RoHS指定10物質 分析データ 含有物質解析結果、又、材料証明書など 当社、顧客の要請した調査	電子データ xlsデータ PDFファイル等
製品含有化学物質 管理状況の確認	(JAMP発行) 実施項目一覧表兼チェックシート	電子データ等

(2) 時期と頻度

当社、製品含有化学物質管理規定により、定期的に調査のご依頼と資料回収
を行います。

(3) 調査回答期限

調査結果、要求資料及びその他アンケート提出期限は、当社よりご依頼をする際に
連絡いたします。(概ね1ヶ月以内) 期限内の回答ができない場合は、その旨を
当社まで連絡下さい。

(4) 評価について

提出頂いた要求資料を評価させて頂きます。評価結果により仕入先様に対して、
改善を要求または、取引を停止させて頂く場合があります。

(5) 不使用保証書(証明書)提出について

納入頂く製品及びその製品を製造する工程に対し、禁止物質不使用(非含有)を
保証して頂く為に、保証書(証明書)をご提出頂く事があります。
(状況によって、当社・顧客指定フォームで提出をご依頼する場合があります)

(6) 変更管理

ご回答いただいた情報に変更が生じる場合は事前にご連絡をお願いします。
製品含有化学物質管理においてはお取引先様の購入メーカー、材料(副資材を含
む)、生産委託先、生産工場、生産国の変更は、当社承認が必須です。

7. 使用禁止物質および管理対象物質

- ・ RoHS指令およびRoHS II 禁止10物質

EU RoHS指令		規制物質	閾値 (最大許容濃度)
RoHS1 (6物質)		Cd (カドミウム及びその化合物)	0.01wt% (100ppm以下)
		Pb (鉛及びその化合物)	0.1wt% (1000ppm以下)
		Hg (水銀及びその化合物)	
		Cr(VI) (六価クロム化合物)	
		PBBs (ポリ臭化ビフェニル類)	
		PBDEs (ポリ臭化ジフェニルエーテル類)	
RoHS2 (追加4物質を含め計10物質)		DEHP (フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)	0.1wt% (1000ppm以下)
		BBP (フタル酸ブチルベンジル)	
		DBP (フタル酸ジブチル)	
		DIBP (フタル酸ジイソブチル)	

wt%=重量パーセント

- ・ EACH規制 」及び「EACH規則 VHC候補物質リスト(最新版)
- ・ JAMP管理対象物質 Ver. (最新版)
- ・ 当社顧客の要求管理物質

8. 不適合発生時の対応

使用禁止物質の混入などの、不適合が発生した場合は、速やかに当社担当者までご連絡をお願いします。

当社または顧客における受入検査に於いて製品含有化学物質管理に関する異常や不適合が発生した場合は、調査・確認の為の資料・情報提供、必要に応じ是正処置(原因の調査から再発防止まで)をお願い致します。

9. 調達先に疑義が発生した場合の処置

特定化学物質不使用証明書、確証データなど提出済みの調達先に疑義が発生した場合は、直ちに環境責任者へ通報する。

化学物質管理者は、直接調達先への問い合わせ、や同業他社などからの情報収集をすみやかに実施し、経営責任者と打ち合わせを行い、必要と判断された場合、同種の物品を納入している客先様へすみやかに第一報を行う。

その後、必要に応じて客先様と調達先へ調査に行き、必要な処置をすみやかに行う。個別の対応は化学物質管理者、経営責任者が連帯して適切に処置する。

10. 不適合品 発生時の手順

顧客より不適合品が発生したとの連絡があった場合、連絡を受けた社員は、直ちに担当営業及び化学物質管理者に連絡する。

いずれかの担当は、仕入先に対して、内容、ロット番号、製造日等を連絡し、至急調査を求める。

化学物質管理者は、当該製品の別の販売先との契約を確認し、該当があれば、経営責任者と討議し、必要ならば不適合情報として通報する。

仕入先において原因調査、対策を文書として頂き、極力仕入れ先同行の上、経営責任者が顧客へ報告、謝罪、釈明に赴く。

11. 不適合品の是正、再発防止処置

① なぜ製造されたか ②なぜ流出したか ③製造されないような対策

④流出しない対策 ⑤対応開始月日

上記を明確にした文書を当社品質管理責任者宛、至急提出してもらい、顧客へ報告する。

この文書は、管理者がファイルし、月例会議時に経営責任者へ報告する。

12. 調査内容の取扱い

提出頂いた調査結果は、該当する製品の顧客に対する報告資料とする他は、当社の内部資料とし、仕入先様の了解無しに外部へ開示しません。

本書に関する問い合わせ先

株式会社カナン製作所 管理部または、代表取締役社長

岩手県盛岡市羽場10-1-10

TEL 019-637-8760 FAX 019-637-8763